

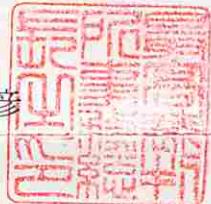
最高裁秘書第4051号

令和元年8月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

7月11日付け（同月16日受付、第014127号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「【最高裁判所より連絡】年賦金納入告知書の発送予定について【重要】」と題するメール(片面で1枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判所

差出人: 最高裁判所 <syusyu-taiyo@nifty.com>  
送信日時: 2019年7月9日火曜日 15:53  
宛先: 'syusyu-taiyo@nifty.com'  
件名: 【最高裁判所より連絡】年賦金納入告知書の発送予定について【重要】

- 最高裁判所事務総局経理局主計課出納係から、修習資金の貸与を受けている方で日本国外の住所を届け出ている方に連絡させていただいています。
  - このメールを受信した方に対しては、先のメールでご案内したとおり、本日納入告知書をエアメール便により発送しましたので、念のためご連絡します。以前に発送した年賦金通知書に同封した「修習資金の今後の返還手続等について」でも説明したとおり、7月25日の納付期限を経過すると遅延損害金（年1.4・5%）が発生します。居住国の郵便事情による延着や郵便事故等による不着の場合等であっても例外はありませんので、ご注意ください。居住国での納付方法等については、御自身の責任においてご確認ください。
  - 連絡事項等がある場合には下記連絡先か、本メールアドレスに対しご連絡ください。

最高裁判所事務総局経理局主計課出納係  
TEL : 03-3264-8621  
(平日午前9時から午後5時まで)  
E-mail: syusyu-taiyo@nifty.com